

苓北町  
第6期障がい福祉計画  
第2期障がい児福祉計画



令和3年3月  
苓 北 町

# 目次

第1章 計画の概要 .....	1
1. 計画策定の背景 .....	1
2. 計画の位置付け .....	1
3. 計画の期間 .....	2
4. 計画の推進体制 .....	3
第2章 障がいのある人を取り巻く現状 .....	4
1. 障がい者の状況 .....	4
.....	12
第3章 計画の基本方針 .....	13
1. 基本理念 .....	13
2. 計画の考え方 .....	13
第4章 計画の目標値の設定 .....	15
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行 .....	15
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	15
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 .....	16
4. 福祉施設から一般就労への移行等 .....	17
5. 障害児支援の提供体制の整備等 .....	17
6. 相談支援体制の充実・強化等 .....	18
7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 .....	18
8. 発達障害者等に対する支援 .....	19
第5章 障がい福祉サービス等の見込み量 .....	20
1. 訪問系サービス .....	20
2. 日中活動系サービス .....	22
3. 居住系サービス .....	26
4. 相談支援 .....	28
5. 障害児通所支援・障害児相談支援 .....	30
第6章 地域生活支援事業の推進 .....	32
1. 実施する事業の内容 .....	32
2. 各事業の見込み量 .....	33

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景

苓北町では、平成30年度に「第3期障がい者計画（平成30年度～令和5年度）」、「第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）」を策定し、障がい者福祉施策に取り組んでいます。

今回、「第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画」の両計画期間が終了を迎えることから、国の基本指針や近年行われてきた障がい者制度改革を踏まえ、現行計画の見直しを行い、障がいのある人が地域の中で安心して暮らせる社会づくりを進めるために、「第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画」を策定します。

本計画は、これからの福祉サービスの提供体制を計画的に確保するために具体的な数値目標及びサービスの見込量を定め、その実現に向けた供給体制の確立を目指します。

計画の策定にあたっては、「第3期障がい者計画」の基本理念「完全参加と平等」である障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念のもと、一貫性ある保健・医療・福祉サービスの提供や就学・就労などの自立支援施策の充実、バリアフリーのまちづくりに努め、すべての人が地域の一員として喜びと生きがいに満ちた自立的な暮らしができる「共生社会」の実現を目指し、また、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した日常生活等が送れるための計画とします。

## 2. 計画の位置付け

### （1）苓北町障がい福祉計画について

苓北町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、障がい者の自立支援、生活支援の観点から障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

### （2）苓北町障がい児福祉計画について

苓北町障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関して定める計画です。

### 3. 計画の期間

苓北町第6期障がい福祉計画・苓北町第2期障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

<計画の期間と見直し時期>

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第3期障がい者計画						第4期障がい者計画		
					見直し			
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		見直し			見直し			見直し
第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
		見直し			見直し			見直し

## 4. 計画の推進体制

### (1) 関係機関との連携

障がい者にかかわる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっています。福祉部門が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。障がい児についても、庁内関係各部門と連携を図りながら、支援が必要な子どもの健全育成に努めます。

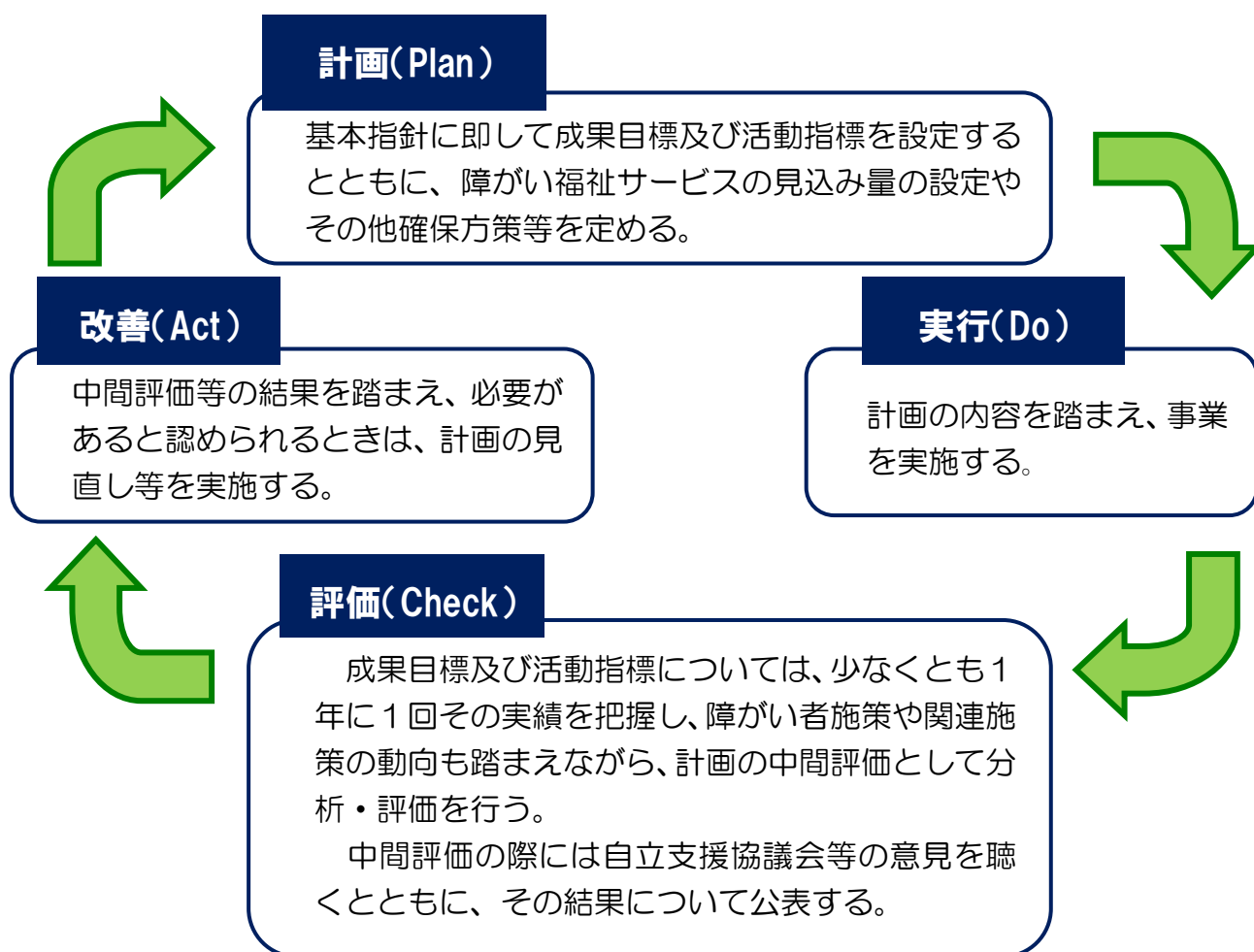
また、計画の実施にあたっては、障がい者、障がい者関係団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健・医療関係機関、教育関係機関、ボランティア団体等と連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度にかかわる分野もたくさんあります。今後も、国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

### (2) 計画の進行管理体制

PDCA サイクルを用いて、「自立支援協議会」などにおいて進行管理を行います。

#### 【PDCAサイクルのプロセス】

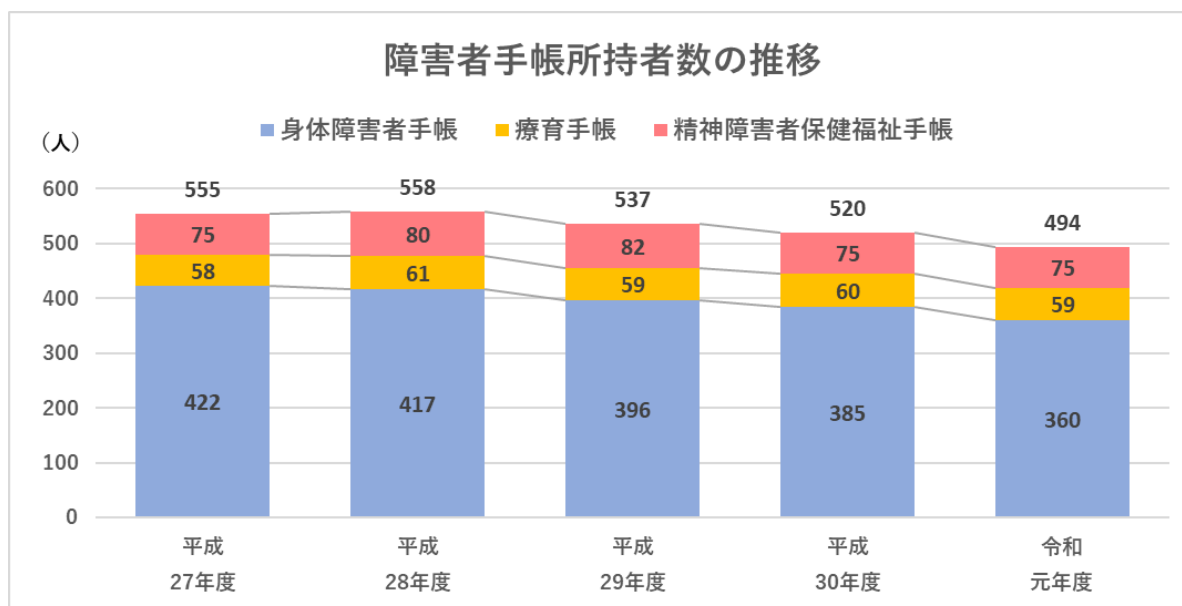


## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

### 1. 障がい者の状況

#### (1) 障がい者（全体）の状況

令和元年度末現在の障害者手帳所持者数は494人（身体障害者手帳：360人、療育手帳：59人、精神障害者保健福祉手帳：75人）となっています。平成27年度末と比較すると、61人（身体障害者手帳：62人減、療育手帳：1人増）減少しています。



(単位：人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
身体障害者手帳	422	417	396	385	360
療育手帳	58	61	59	60	59
精神障害者保健福祉手帳	75	80	82	75	75
合計	555	558	537	520	494

資料：福祉保健課（各年度末現在）

(2) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和元年度末現在で360人であり、平成27年度末の422人と比較して62人の減少となっています。

年代別の推移をみると、約8割が65歳以上の高齢者となっており、今後その傾向が強くなると予想されます。

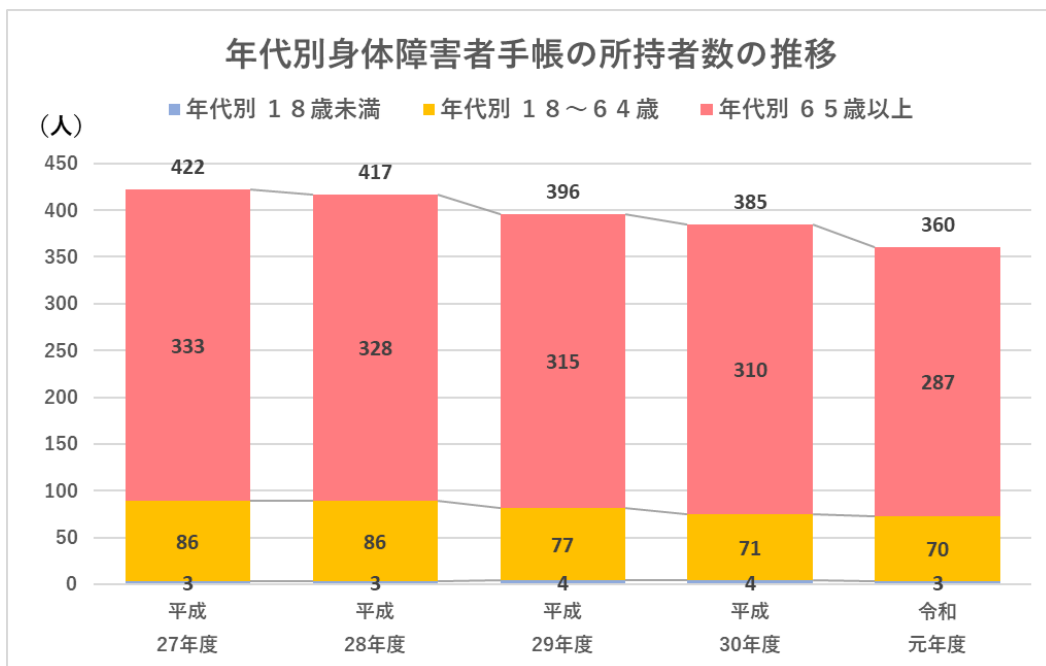
障害程度別の推移をみると、各等級とも横ばい、もしくは減少傾向にあります。

令和元年度末の障害種別では、「肢体不自由」が180人で最も多く、約5割を占めています。

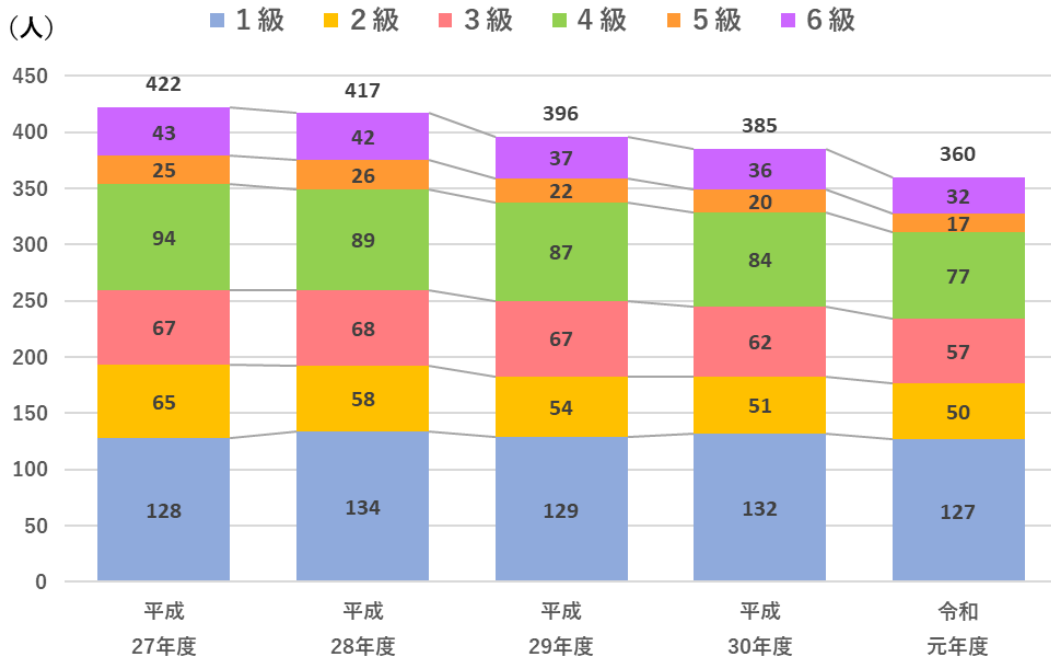
(単位：人)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
合計（年代別・障害程度別）		422	417	396	385	360
年代別	18歳未満	3	3	4	4	3
	18～64歳	86	86	77	71	70
	65歳以上	333	328	315	310	287
障害程度別	1級	128	134	129	132	127
	2級	65	58	54	51	50
	3級	67	68	67	62	57
	4級	94	89	87	84	77
	5級	25	26	22	20	17
	6級	43	42	37	36	32
障害種別	視覚障がい	25	27	25	25	26
	聴覚・平衡機能障がい	68	68	64	59	52
	音声・言語・そしゃく機能障がい	11	6	10	10	12
	肢体不自由	228	218	199	194	180
	内部障がい	123	126	123	124	121
	合計（障害種別）	455	445	421	412	391

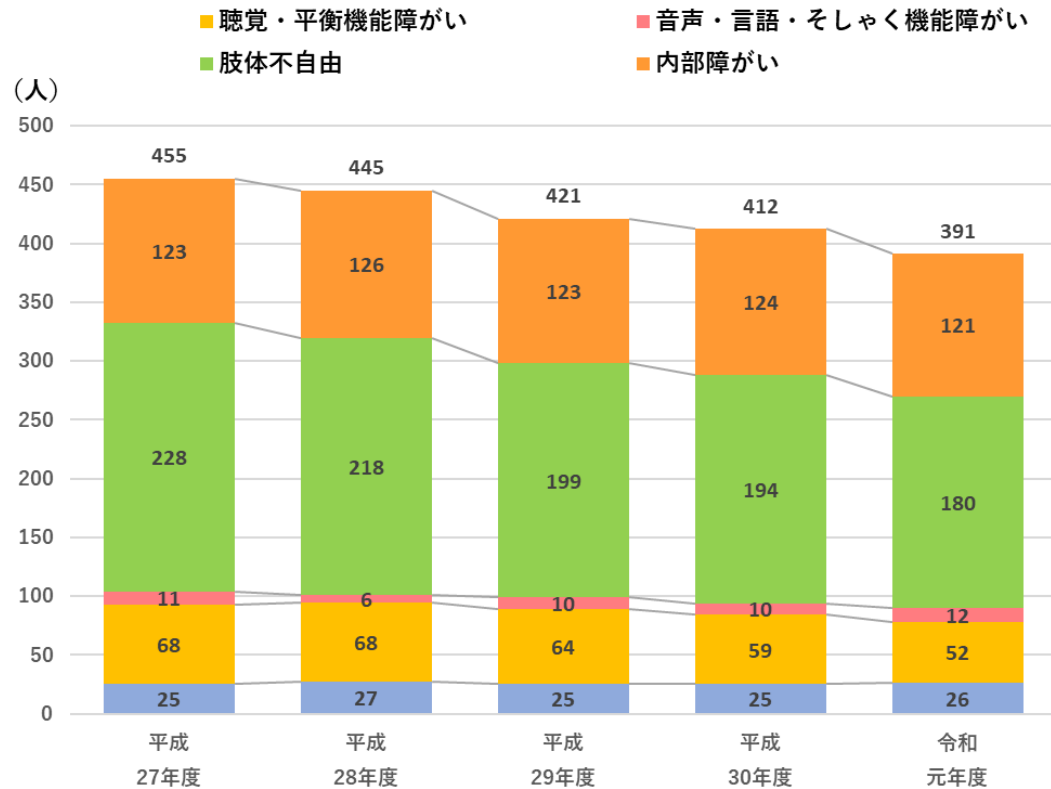
資料：福祉保健課（各年度末現在）



障がい程度別身体障害者手帳の所持者数の推移



障がい種別身体障害者手帳の所持者数の推移（延べ人数）





< 身体障害者手帳新規取得者の推移（令和２年度） >

年齢 \ 障害名	心臓 障がい	腎臓 障がい	聴覚 障がい	上下肢 障がい	視覚 障がい	直腸 障がい	言語 障がい
50歳未満							
50～60歳未満				1			
60～70歳未満				1			
70～80歳未満	2			1		1	
80～90歳未満	1		1				
90歳以上	1						
合計	4	0	1	3	0	1	0

< 身体障害者手帳新規取得者の推移（令和元年度） >

年齢 \ 障害名	心臓 障がい	腎臓 障がい	聴覚 障がい	上下肢 障がい	視覚 障がい	直腸 障がい	言語 障がい
50歳未満				1			
50～60歳未満				1			
60～70歳未満						1	1
70～80歳未満					1		
80～90歳未満	1		2		1		
90歳以上						1	
合計	1	0	2	2	2	2	1

### (3) 知的障がい者の状況

療育手帳の所持者数は、令和元年度現在で59人であり、平成27年度の58人と比較して1人の増加となっています。

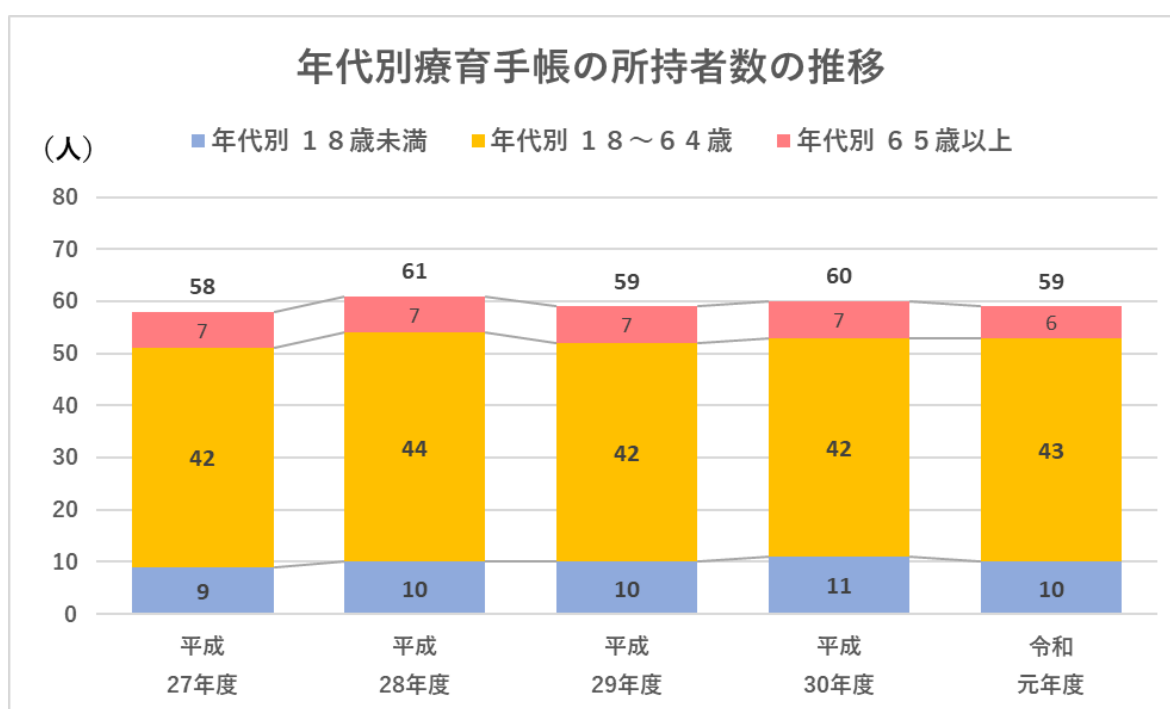
令和元年度末の年代別の療育手帳所持者数は、18～64歳が43人で最も多く、次いで18歳未満が10人、65歳以上が6人となっており、年代別の推移は、ほぼ横ばい傾向にあります。

障害程度別の推移をみると、いずれの年度も「B判定」が「A判定」を上回っておりますが、「A判定」、「B判定」はそれぞれ横ばい傾向にあります。

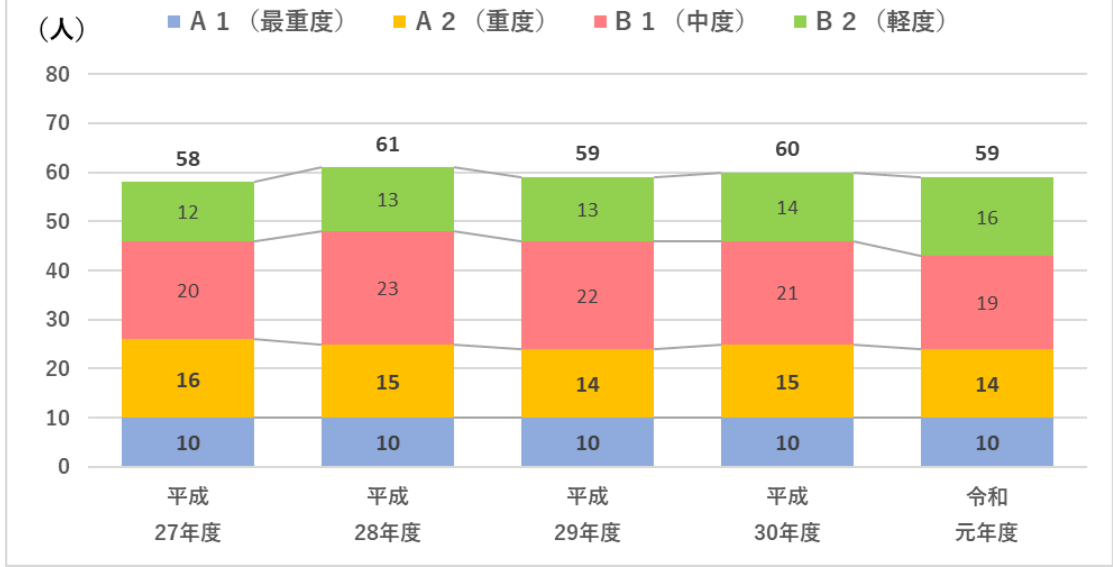
(単位：人)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
合 計		58	61	59	60	59
年代別	18歳未満	9	10	10	11	10
	18～64歳	42	44	42	42	43
	65歳以上	7	7	7	7	6
障害程度別	A1（最重度）	10	10	10	10	10
	A2（重度）	16	15	14	15	14
	B1（中度）	20	23	22	21	19
	B2（軽度）	12	13	13	14	16

資料：福祉保健課（各年度末現在）



### 障害程度別療育手帳の所持者数の推移



#### <療育手帳新規取得者の推移 (令和2年度)>

年齢	等級			
	A 1	A 2	B 1	B 2
15歳未満				1
15～20歳未満				1
20～30歳未満				
30～40歳未満				
40～50歳未満				
50～60歳未満				
60歳以上				
合計	0	0	0	2

#### <療育手帳新規取得者の推移 (令和元年度)>

年齢	等級			
	A 1	A 2	B 1	B 2
15歳未満				1
15～20歳未満				
20～30歳未満				
30～40歳未満				
40～50歳未満				
50～60歳未満				
60歳以上				
合計	0	0	0	1

(4) 精神障がい者の状況

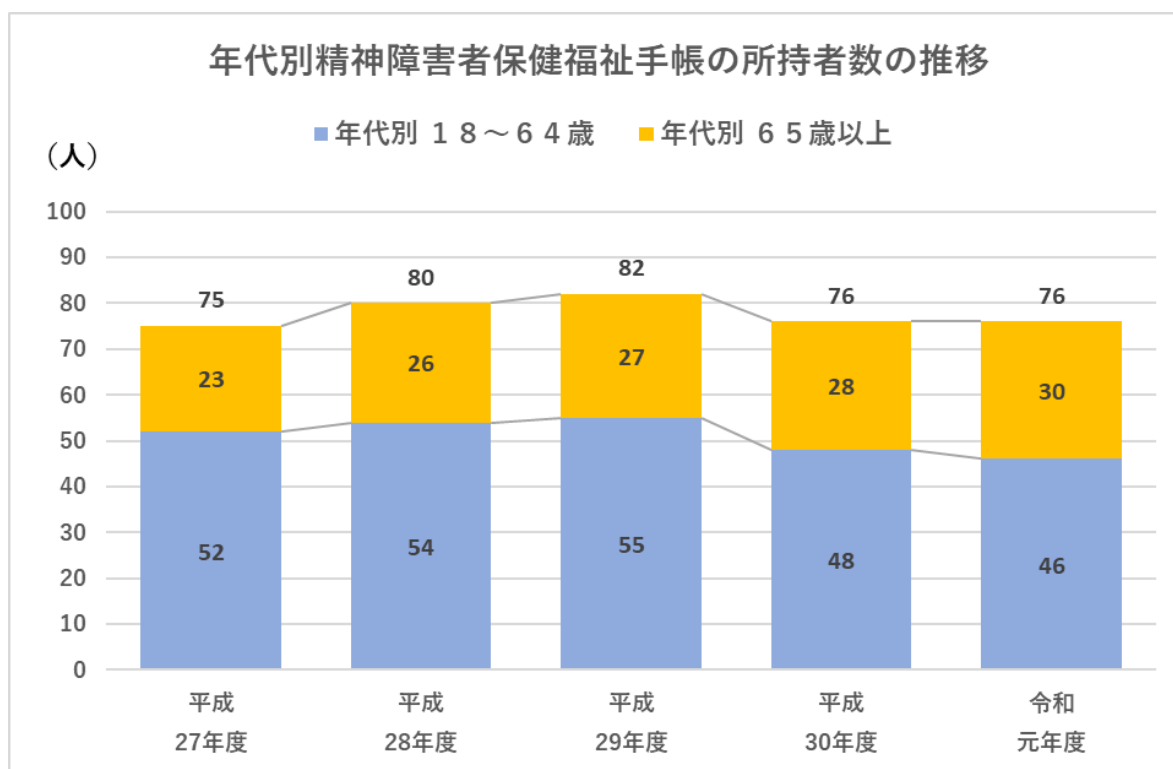
精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和元年度末現在で76人であり、平成27年度の75人と比較して1人の増加となっています。

障害程度別では、重い順に「1級」「2級」「3級」の順となっており、平成27年度から「2級」の割合が最も高くなっています。

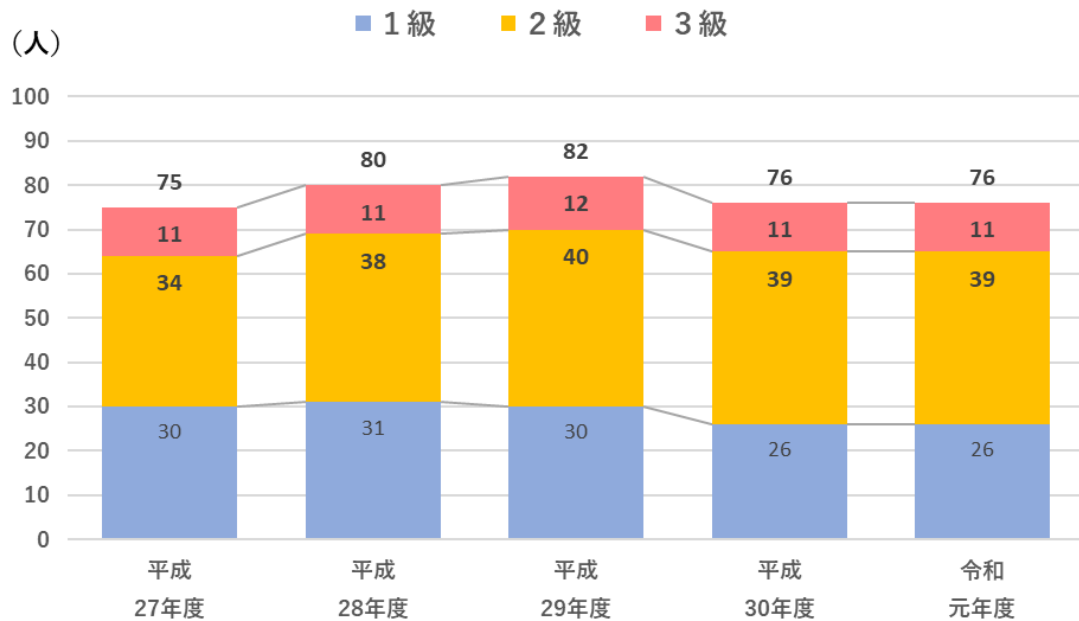
(単位：人)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
合 計		75	80	82	76	76
年代別	18歳未満	0	0	0	0	0
	18～64歳	52	54	55	48	46
	65歳以上	23	26	27	28	30
障害程度別	1級	30	31	30	26	26
	2級	34	38	40	39	39
	3級	11	11	12	11	11

資料：福祉保健課（各年度末現在）



### 障害程度別精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移



#### <精神障害者保健福祉手帳新規取得者の推移（令和2年度）>

年齢 \ 等級	1級	2級	3級
30歳未満			
30～40歳未満			1
40～50歳未満			
50～60歳未満			
60～70歳未満			
70～80歳未満			
80歳以上			
合計	0	0	1

#### <精神障害者保健福祉手帳新規取得者の推移（令和元年度）>

年齢 \ 等級	1級	2級	3級
30歳未満			
30～40歳未満		1	
40～50歳未満	1		1
50～60歳未満		2	
60～70歳未満			
70～80歳未満			
80歳以上			
合計	1	3	1

<精神障害者保健福祉手帳1級所持者入院・通院状況>  
(令和3年2月末現在)

性別 \ 状況	入院	通院
男性	8	2
女性	9	4
合計	17	6

<精神障害者保健福祉手帳1級所持者入院・通院状況>  
(令和元年度)

年齢 \ 状況	入院	通院
男性	8	2
女性	10	4
合計	18	6

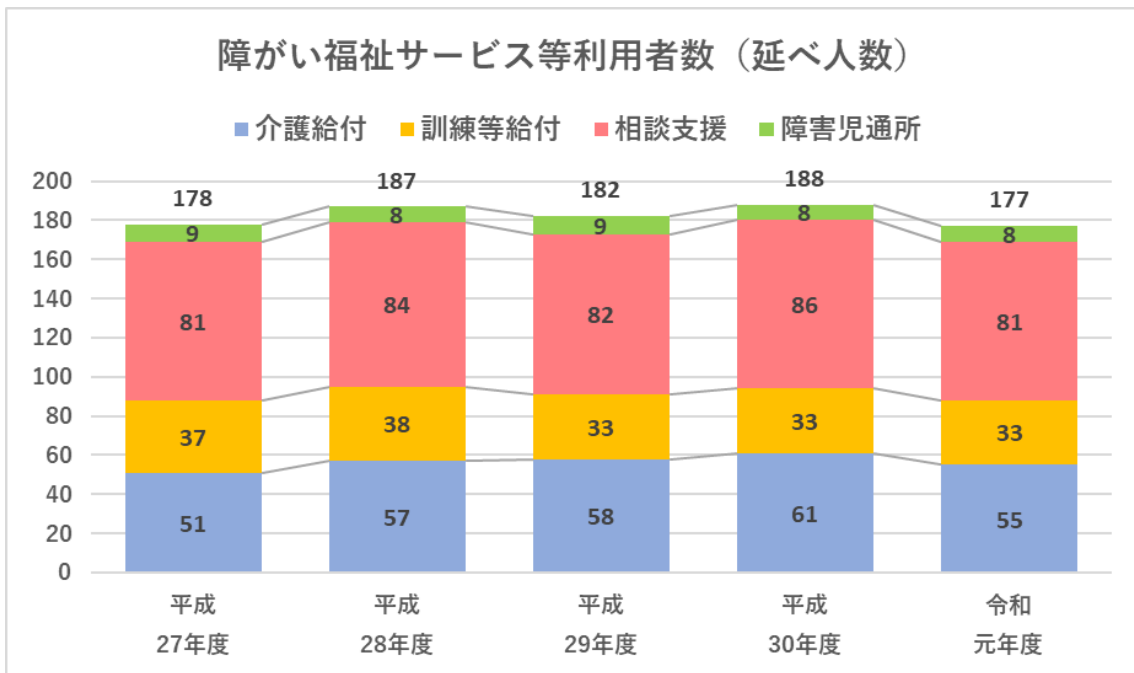
(5) 障がい福祉サービス等利用者の状況

障がい福祉サービス等の利用者は、令和元年度末現在で延177人であり、近年はほぼ横ばいの状況となっています。

(単位：人)

(人) \	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護給付	51	57	58	61	55
訓練等給付	37	38	33	33	33
相談支援	81	84	82	86	81
障害児通所	9	8	9	8	8
合計	178	187	182	188	177

資料：福祉保健課（各年度末現在）



## 第3章 計画の基本方針

### 1. 基本理念

苓北町第7次振興計画「ふるさと苓北未来プラン」では、「豊かな自然と暮らしを未来へとつなげるまち 苓北町」という本町の将来像の実現を目指しています。また、「第3期障がい者計画」の計画期間内であることから、「第3期障がい者計画」の基本理念である「完全参加と平等」をもとに、障がいのある人が地域において自立し、積極的に社会参加でき、その能力を最大限に発揮できる社会の実現を目指すという、障がいのある人が自己決定により、あらゆる活動に社会の一員として参画できる「共生社会」の実現を基本理念とし、各種施策を推進します。

### 2. 計画の考え方

本計画では、国の基本的な指針に基づく次項に挙げる3項目の基本的考え方に基づき障がい福祉計画・障がい児福祉計画を定め、今後の施策を推進していきます。

#### (1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関すること

障がい者等が必要とする訪問系・日中活動系・居宅系サービスを保障することによって、障がい者等の地域における生活の維持、継続が図られるようにするとともに、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」の生活を見据え、施設入所等から地域への移行や親元から離れた暮らしの支援など自立した地域生活の支援を推進します。

また、地域生活支援の機能を強化するため、地域における複数の関係機関が分担して機能を担う体制を整備し、障がい者等に対する支援を推進します。

#### (2) 相談支援の提供体制の確保に関すること

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が必要であるため、福祉に関する問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備と、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援や個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障がい福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を把握し、特定相談事業所の充実のための必要な施策を推進します。また、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置については、本町の限られた地域資源において、基幹相談支援センターの設置が必要かも含め検討します。

### (3) 障がい児支援の提供体制の確保に関すること

保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携を図り、発達の遅れや障がいがあることが疑われる子どもについて、育児に不安を持つ保護者等の相談・指導等を通じて、発達障がいへの理解を深めます。また、障がいの早期発見と早期対応、地域での療育体制と継ぎ目のない支援に努めます。



## 第4章 計画の目標値の設定

この計画においては、令和5年度を目標年度として、国の基本方針を踏まえるとともに、本町におけるこれまでの実績と地域の実情に応じて、次のような目標数値等を設定します。

### 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点における施設入所者数の6%以上とする国の基本指針に基づいて、本町では地域生活移行者数を2人とします。

#### (2) 施設入所者の削減

令和5年度末時点における施設入所者数を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することとする国の基本指針に基づいて、本町では施設入所者の削減数を1人とします。

項目	数値	考え方
令和元年度末時点における入所者(A)	29人	令和2年3月31日の施設入所者数
目標年度入所者(B)	28人	令和5年度末時点の施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数(A×6%)	2人 (6.8%)	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
【目標値】削減見込(A-B)	1人 (3.4%)	差引減少見込み数

### 2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすること。また、入院後3カ月時点の退院率を69%以上、6カ月時点の退院率を86%以上、1年時点の退院率を92%以上とする国の基本指針に基づいて、県全体での目標値をもとに推進します。

(1) 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数を次のとおり見込みます。

項目	令和3年度 利用者数見込み (人月)	令和4年度 利用者数見込み (人月)	令和5年度 利用者数見込み (人月)
地域移行支援	0人	0人	1人
共同生活援助	7人	7人	7人
地域定着支援	0人	0人	1人
自立生活援助	0人	1人	1人

(2) 保健、医療、福祉関係者による協議の場である「天草地域精神保健福祉連絡協議会」における連携の強化に努めるとともに、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた重層的な連携による支援体制を構築するという国の基本指針に基づいて、本町では令和5年度までの設置に努め、会議の開催回数等の次のとおり見込みます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数(回)	1回	1回	1回
保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数(人)	7人	7人	7人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回)	—	1回	1回

### 3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

各市町村又は各圏域において、令和5年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を1つ以上確保しつつ、その機能充実のため年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする国の基本指針に基づいて、関係機関と協議を進め整備を行います。

#### 4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち一般就労する者を令和元年度の就労者数の1.27倍以上とする国の基本指針に基づいて、本町では一般就労への移行者数を3人とします。

項目	人数	考え方
令和元年度の一般就労移行者	1人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の福祉施設からの一般就労移行者数	3人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援からの一般就労移行者数	1人	令和5年度において就労支援移行事業所を退所し、一般就労する者の数
【目標値】目標年度の就労継続支援Aからの一般就労移行者数	1人	令和5年度において就労継続支援Aを退所し、一般就労する者の数
【目標値】目標年度の就労継続支援Bからの一般就労移行者数	1人	令和5年度において就労継続支援Bを退所し、一般就労する者の数

#### 5. 障害児支援の提供体制の整備等

##### (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

前期に引き続き、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置すること、また、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとする国の基本指針に基づいて、天草圏域においては、平成30年4月に児童発達支援センターが社会福祉法人天草市社会福祉協議会（児童発達支援センターすくすく園）に設置され、巡回支援専門員整備事業により保育園や子どもや親が集まる施設・場への巡回、また、支援、見守り等が必要と判断された場合の家庭訪問等を実施しています。引き続き障がい児等の福祉の向上を図るために本事業の継続を行います。

また、保育所等訪問支援の事業所については、本町単独での事業所の確保は難しいため、天草圏域の対象事業所との連携を図っていきます。

## (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保

前期に引き続き、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することとする国の基本指針に基づいて、本町単独での事業所の確保は難しいため、天草圏域の対象事業所との連携を図っていきます。

## (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

各都道府県、各圏域及び各市町村において、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとする国の基本指針に基づいて、地域ケア会議等を活用し、今後、医療的ケア児の支援が必要な場合に備え、協議を行うとともに、令和5年度末までのコーディネーター1名の配置を目指します。

## 6. 相談支援体制の充実・強化等

各市町村又は各圏域において、令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとする国の基本指針に基づいて、天草圏域の相談支援機関等と連携強化の取り組みを進めます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	—	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数(件)	—	2回	2回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(件)	2件	2件	2件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(回)	20回	20回	20回

## 7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

各都道府県及び各市町村において、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することとする国の基本指針に基づいて、県が実施する指定障害者サービス事業者等に対する指導監査結果の共有や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有等を年度ごとに行い、相談支援機関等の関係機関との連携強化を図ります。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（人）	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無（共有する体制が有の場合）	有	有	有
それに基づく実施回数（回）	1回	1回	1回

## 8. 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であり、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要とする国の基本指針に基づいて、対象者への情報の周知や必要な取組を進めます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人）	—	1人	1人
ペアレントメンターの人数（人）	—	—	1人
ピアサポートの活動への参加人数（人）	—	1人	1人

## 第5章 障がい福祉サービス等の見込み量

令和3年度から令和5年度までの障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下の通りです。

### 1. 訪問系サービス

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス)を充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

#### 【サービスの主な対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分1以上である人。	自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	障害支援区分4以上で重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人。	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者。	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人。 (障害支援区分3以上)	行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害支援区分6)で、 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、ALS患者など、呼吸管理が必要な身体障がい者。最重度の知的障がい者。 ②強度行動障害のある重度・最重度の知的障がい者。	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等)を包括的に提供します。

【第5期計画と実績】

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護	人分/月	8	7	9	6	10	4
	時間分/月	42	45	54	39	60	25
重度訪問介護	人分/月	1	0.1	1	0	1	0
	時間分/月	160	6	160	0	160	0
同行援護	人分/月	1	0	1	0	1	0
	時間分/月	2	0	2	0	2	0
行動援護	人分/月	0	0	0	0	0	0
	時間分/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人分/月	0	0	0	0	0	0
	時間分/月	0	0	0	0	0	0

【第6期計画の見込】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人分/月	6	7	7
	時間分/月	39	45	45
重度訪問介護	人分/月	0	0	0
	時間分/月	0	0	0
同行援護	人分/月	0	0	0
	時間分/月	0	0	0
行動援護	人分/月	0	0	0
	時間分/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	人分/月	0	0	0
	時間分/月	0	0	0

※「人分」・・・月間の利用人数

※「時間分」・・・月間のサービス提供時間

## 2. 日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護）及び短期入所事業について、充実させます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がい者の福祉施設から一般就労への移行を目指します。

### 【サービスの主な対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	<p>常に介護を必要とする人で、</p> <p>①49 歳以下の場合、障害支援区分3以上。（施設入所は区分4以上）</p> <p>②50 歳以上の場合、障害支援区分2以上。（施設入所は区分3以上）</p>	<p>地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作的活動または生産活動等の機会を提供します。</p>
自立訓練（機能訓練）	<p>①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人。</p> <p>②特別支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人。</p>	<p>地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに 18 か月以内の利用期間が設定されます）</p>
自立訓練（生活訓練）	<p>①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人。</p> <p>②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人。</p>	<p>地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに 24 か月以内、長期入院者の場合は 36 か月以内の利用期間が設定されます）</p>



サービス名	主な対象者	サービス内容
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の人。	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに 24 か月以内の利用期間が設定されます）
就労継続支援（A型）	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で（利用開始時に 65 歳未満） ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用には結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人	雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援（B型）	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人 ①企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、B 型の利用が適当と判断された人 ③50 歳に達しているまたは障害基礎年金 1 級受給者	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である人に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要な支援を行います。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS 患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などで一時的に居宅介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障がい者  【福祉型】 (1) 障害支援区分 1 以上である障がい者 (2) 障がい児の支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障がい児  【医療型】 遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人及び重症心身障がい児・者等	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

【第5期計画と実績】

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活介護	人分/月	42	40	43	38	43	40
	人日分/月	924	800	946	760	946	800
自立訓練（機能訓練） （生活訓練）	人分/月	2	2	3	2	3	1
	人日分/月	44	44	66	40	66	21
就労移行支援	人分/月	1	0.1	1	0.1	1	0.7
	人日分/月	22	1	22	0.9	22	11
就労継続支援A型	人分/月	6	6	7	6	7	7
	人日分/月	132	126	154	126	154	147
就労継続支援B型	人分/月	20	18	20	18	20	17
	人日分/月	440	324	440	324	440	323
就労定着支援	人分/月	0	0	0	0	0	0
療養介護	人分/月	5	5	5	6	5	6
短期入所（福祉型）	人分/月	8	4	9	3	10	2
	人日分/月	40	24	45	15	50	16
短期入所（医療型）	人分/月	5	2	5	1	5	0
	人日分/月	30	20	30	12	30	0

※「人分」・・・月間の利用人数

※「人日分」・・・「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

### 【第6期計画の見込】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人分/月	42	43	44
	人日分/月	924	946	968
自立訓練（機能訓練） （生活訓練）	人分/月	1	1	1
	人日分/月	22	20	20
就労移行支援	人分/月	1	1	2
	人日分/月	22	22	44
就労継続支援A型	人分/月	7	8	8
	人日分/月	154	176	176
就労継続支援B型	人分/月	17	17	17
	人日分/月	374	374	374
就労定着支援	人分/月	0	0	0
療養介護	人分/月	6	6	6
短期入所（福祉型）	人分/月	8	9	10
	人日分/月	40	45	50
短期入所（医療型）	人分/月	2	2	2
	人日分/月	12	12	12

※「人分」・・・月間の利用人数

※「人日分」・・・「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

### 3. 居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

#### 【サービスの主な対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らし	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人に対して、定期的に居宅を訪問のうえ、

	を希望する人等	生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している人で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な人	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)

#### 【第5期計画と実績】

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
自立生活援助	人分/月	0	0	0	0	1	0
共同生活援助	人分/月	10	11	10	12	10	12
施設入所支援	人分/月	28	31	28	31	27	31

#### 【第6期計画の見込】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人分/月	0	1	1
共同生活援助	人分/月	13	12	12
施設入所支援	人分/月	31	31	30

※「人分」・・・月間の利用人数

#### 4. 相談支援

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むための障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制の充実を図ります。

##### 【サービスの主な対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を利用するすべての障がい者	サービス利用支援は障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘察し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘察してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に1年以上入院している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による緊急時の支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。



【第5期計画と実績】

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	人分/月	30	15	25	15	32	16
地域移行支援	人分/月	1	0	1	0	3	0
地域定着支援	人分/月	1	0	1	0	1	0

【第6期計画の見込】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人分/月	16	17	17
地域移行支援	人分/月	0	0	1
地域定着支援	人分/月	0	0	1

※「人分」・・・月間の利用人数



## 5. 障害児通所支援・障害児相談支援

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「苓北町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保します。

### 【サービスの主な対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所、その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所、小学校、放課後児童クラブ等、児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がい児	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援(児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援)を利用するすべての障がい児	障害児支援利用援助は障害児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行います。 継続障害児支援利用援助は障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。



【第5期計画と実績】

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	人分/月	3	2	4	5	5	5
	人日分/月	15	2	20	10	25	10
放課後等デイサービス	人分/月	9	5	10	5	11	4
	人日分/月	81	15	90	20	99	36
保育所等訪問支援	人分/月	0	0	0	0	0	0
	人日分/月	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人分/月	0	0	0	0	0	0
	人日分/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人分/月	12	2	14	2	16	1

【第6期計画の見込】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人分/月	3	4	5
	人日分/月	15	20	25
放課後等デイサービス	人分/月	6	5	4
	人日分/月	30	25	20
保育所等訪問支援	人分/月	0	0	0
	人日分/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人分/月	0	0	0
	人日分/月	0	0	0
医療型児童発達支援	人分/月	0	0	0
	人日分/月	0	0	0
障害児相談支援	人分/月	2	2	2

※「人分」・・・月間の利用人数

※「人日分」・・・「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

## 第6章 地域生活支援事業の推進

障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づいた地域生活支援事業を実施します。

### 1. 実施する事業の内容

#### ●相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その保護者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。

#### ●成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有用と認められ、支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難と判断される障がい者に対し、成年後見制度が利用できるよう支援を行います。

#### ●意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者等の派遣などを行い、点訳、音訳その他障がい者にわかりやすい方法により障がい者が地域生活をする上で必要な情報など支援し、意思疎通ができるよう努めます。

#### ●日常生活用具給付事業

重度の身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。

#### ●手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得することで、障がい者福祉の向上を図ります。

#### ●移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、円滑に外出ができるよう社会生活上不可欠な外出の支援を行い、地域における自立した生活などへの社会参加を促進します。

#### ●地域活動支援センター事業

在宅の障がい者に対し、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅の障がい者の自立及び社会参加の促進を図ります。

●日中一時支援事業

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等に、日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

●巡回支援専門員整備事業

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を行い、保護者や保育所等に対し、障がい「気になる」段階からの支援を行うための体制の整備を図り、発達障がい児等への福祉の向上を図ります。

## 2. 各事業の見込み量

### 【第5期計画と実績】

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
障害者相談支援事業（圏域）	箇所数	6	6	6	6	6	6
成年後見制度利用支援事業	人／年	1	0	1	0	1	0
意思疎通支援事業・ 手話奉仕員養成研修事業	実人員	1	0	1	1	1	0
日常生活用具給付等事業	件／年	121	116	126	102	131	126
介護・訓練用支援用具	件／年	2	0	2	0	2	0
自立生活支援用具	件／年	1	1	1	0	1	0
在宅療養等支援用具	件／年	1	1	1	0	1	1
情報・意思疎通支援用具	件／年	1	0	1	1	1	0
排泄管理支援用具	件／年	115	114	120	101	125	125
住宅改修費	件／年	1	0	1	0	1	0
移動支援事業	箇所数	3	2	3	2	3	2
	人／月	17	15	18	15	19	15
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1	1	1	1

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
日中一時支援事業	人／年	12	1	12	3	12	0
巡回支援専門員整備事業	箇所数	1	1	1	1	1	1

【第6期計画の見込】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業（町）	箇所数	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1
意思疎通支援事業・ 手話奉仕員養成研修事業	実人員	1	1	1
日常生活用具給付等事業	件/年	117	117	117
介護・訓練用支援用具	件/年	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1
排泄管理支援用具	件/年	112	112	112
住宅改修費	件/年	1	1	1
移動支援事業	箇所数	2	2	2
	人/年	15	15	15
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人/年	5	5	5
巡回支援専門員整備事業	箇所数	1	1	1



苓北町  
第6期障がい福祉計画  
第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

苓北町 福祉保健課

〒863-2503

熊本県天草郡苓北町志岐 660

TEL 0969-35-1111 (代表)

TEL 0969-35-1263 (直通)

FAX 0969-25-3022

**苓北町**  
**第6期障がい福祉計画**  
**第2期障がい児福祉計画**



**苓 北 町**